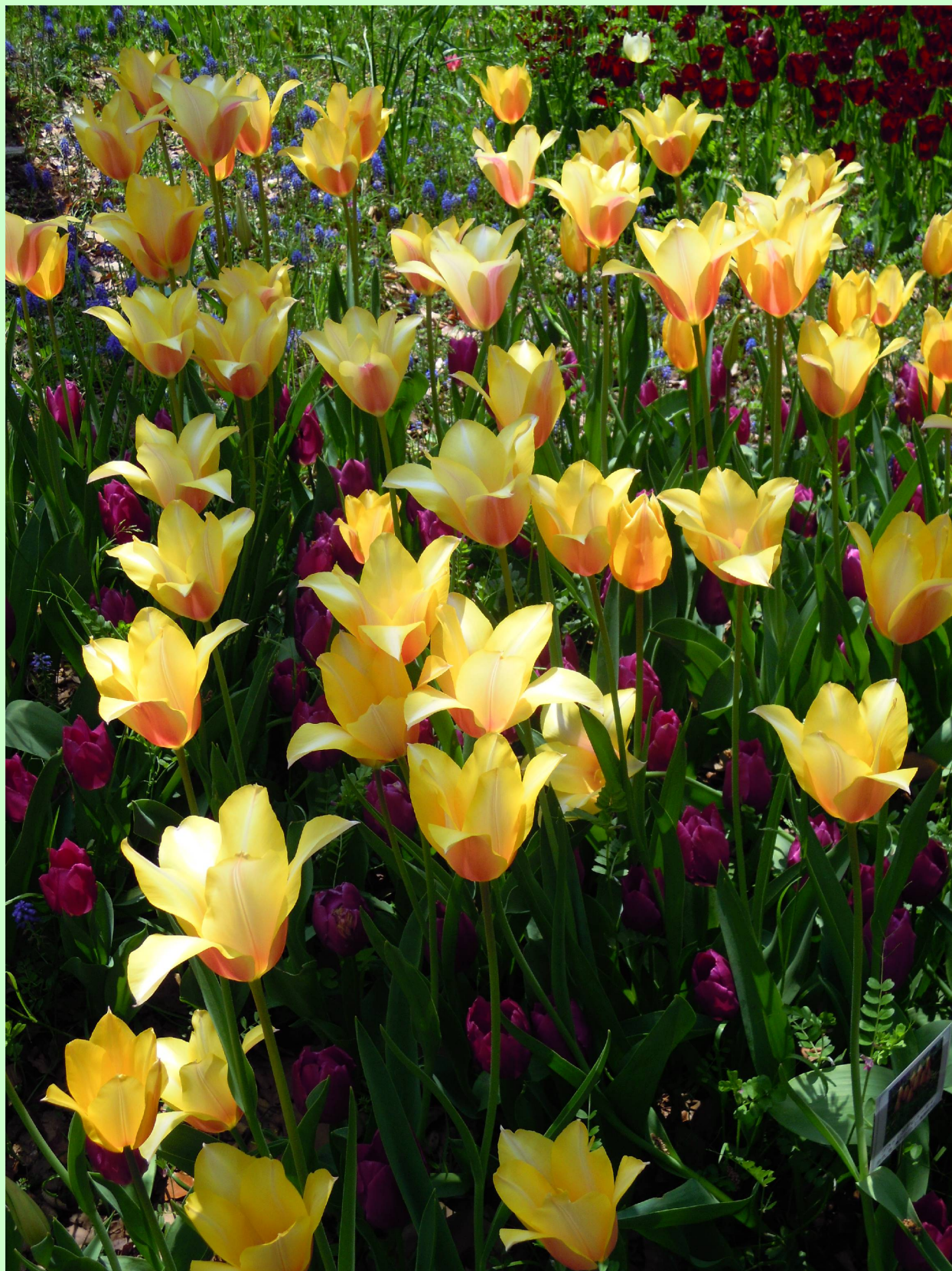






## 【訃報】

弊社代表社員・H a r m o n y 社会保険労務士事務所代表門田陽子死去のお知らせ

ホームページでもお知らせしておりますとおり、令和3年3月24日、門田陽子が永眠いたしました。

改めまして、ここに生前のご厚誼に深謝いたしますとともに、謹んでお知らせ申し上げます。

通夜及び葬儀は、近親者のみにて無事に執り行いました。昨今の新型コロナウイルスの影響により、その状況を配慮した形で行わせていただいたため、皆様へのご挨拶等、行き届かぬところがありましたことを深くお詫び申し上げます。

こうしたなかでありましても、急なご案内にも関わらず、ご多用中のところ、多くの皆様に一般焼香へのご参列、数多くの供花・弔電を賜り、皆様にあたたかく見守られながら、故人を送り出すことができましたこと、心より御礼を申し上げます。

門田陽子は平成13年11月に社会保険労務士事務所を開業し、間もなく20周年を迎えるところでした。門田陽子の夢は、ご依頼者の経営者やご担当者の皆様と一緒に年齢を重ねて世代が交代するまでお手伝いし、また、当事務所の従業員を全員定年まで見届け、区切りの良いところで、私と共に事務所の看板を下ろすことでした。社会保険労務士として、一個人の「門田陽子」として、今まさに脂が乗ってきて、これから益々ご依頼者の皆様や社会に対して大きく貢献をしていくところでありましたが、志半ばでの旅立ちとなりましたこと、本人が一番無念を感じているでしょうし、身近にいた私たちも本当に残念な気持ちと悲しみで心がいっぱいです。

H a r m o n y 社会保険労務士事務所並びに当社の今後につきましては、門田陽子の遺志を引き継ぎ、継続の道を歩んでまいります。スタッフは変わらず、そして後任の社会保険労務士は決まりましたので、あとは個別にお客様のもとへご挨拶に伺う予定にしております。

皆様には不安なお気持ちを抱かせてしまっているかと存じます。確かに門田陽子の存在は私たちにとっても大きく、余人をもって代えがたいものであったことは間違いありませんが、私たちは新しい社会保険労務士を代表者として迎え、お客様のために日々邁進してまいりますので、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

合同会社H a r m o n y ・合同会社M e l o d y  
代表社員 門田 修

## 編集後記

4月-新入社員を迎えられた皆様へ、本来であれば、弊社主催の社員研修をご案内するところ、今年もコロナ禍により開催できなかったことをとても残念に思います。

「私たちが雇用に関して悩んでいる皆様のお役に立てることは、雇う側、雇われる側の間に存在する意識の溝を埋めること、そしてこれからの社会を作っていく若い方々に、働くことの意味とその尊さを知ってもらうことである」

これは、弊社が研修事業を始める際に、門田陽子が語っていた言葉です。企業が望む社会人像と、新入社員たちが思い描く社会人のイメージ、そこにギャップがあるならば、できるだけ早く意識の溝を埋めて、早期離職を防ぐ一人「財」育成は企業の繁栄に無くてはならないものです。研修を含め、労務管理について門田陽子から皆様へ向けた数々のメッセージは、私達が引継ぎ、これからは発信してまいります。今後ともH a r m o n y グループをどうぞよろしくお願いいたします。

## TOPICS

### パート・有期社員待遇改善、どのくらい進んでる？

#### ◆パートタイム・有期雇用労働法の施行

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくすため、2020年4月にパートタイム・有期雇用労働法が施行されました。中小企業への適用は、2021年4月1日からです。法の施行を前に行われた企業へのアンケートが（独）労働政策研究・研修機構から公表されました。

#### ◆待遇差の理由等についてどの程度、説明できるか

パート・有期雇用労働法では、本人の要望があれば、正社員とパート・有期との待遇差の理由等を説明しなければなりません。「大半の待遇差を説明できる」との回答は、パート・有期雇用労働法等の「内容まで知っている」企業では69.3%に上り、「内容がわからない」とした企業では、45.1%に留まっていました。

#### ◆待遇差をなくすための取組み

不合理な待遇差をなくすための取組みについて、これまでに取組んだ内容および今後取組む予定の内容もまとめられています。尚、今後行う予定の割合のほうが高かったものは下記の通りです。

- ・退職金の導入や、退職金の算定方法等の見直し
- ・諸手当の導入や、算定方法等の見直し
- ・派遣労働者に係る制度や活用のあり方の見直し

基本的な賃金の算定方法や算定要素の見直し等は当然として、上記のような点も今後の取組みとして意識する必要があるでしょう。この調査はパート・有期雇用労働法の施行前に実施されたものです。調査は賃金や賞与、手当や休暇制度等についての動向がわかる内容となっていますので、今後の取組みの参考にしてみたいかがでしょう。

【労働政策研究・研修機構『パートタイム』や『有期雇用』の労働者の活用状況等に関する調査結果 企業調査編】

<https://www.jil.go.jp/institute/research/2021/207-1.html>

### 2度目の緊急事態宣言で人手不足の企業は減少

#### ～帝国データバンク調査

全国の調査対象企業 23,965 社へ現在の従業員の過不足状況を尋ねたところ、正社員について「不足」していると回答した企業は35.9%となりました。新型コロナウイルスの感染が拡大する直前だった2020年1月から13.6ポイント減少し、1月としては2014年（36.6%）とほぼ水準まで低下しました。「適正」と回答した企業は46.5%で同5.6ポイント増加。「過剰」と回答した企業は17.6%で同8.0ポイント増となりました。「不足」している企業を業種別にみると、「放送」が56.3%でトップとなりました。また、国土強靱化対策などにより公共工事が好調な「建設」（54.6%）や、IT人材の不足が続く「情報サービス」（53.3%）、「自動車・同部品小売」（51.8%）などが5割台で続いています。また、「電気通信」（44.4%）は在宅勤務などリモート需要の高まりから増加しています。

## Harmony通信 2021.04

#発行：2021年4月10日

#編集・構成：合同会社Melody



Harmony司法書士行政書士事務所  
Harmony社会保険労務士事務所  
合同会社Harmony

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38

クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX:022-796-9232

URL: <http://www.harmony-office.com/>

URL: <https://melody-office.com/>

mail: [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)

